

第 5602 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 30日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

民事信託(家族信託)

Q: 最近、民事信託とか家族信託という言葉をよく耳にしますが、これってどんなものなのですか?

A: 次のようなものです。

【解説】

信託とは、特定の者(受託者)が、財産を有する者(委託者)の財産(信託財産)を、一定の目的(信託目的)に従って、信託契約や遺言、公正証書等の方法により、管理または処分その他の当該目的の達成のために必要な行為をすることをいいます。

民事信託とは、家族で財産の管理、処分等をする信託をいい、家族信託ともいわれています。銀行等が行っている信託とは、全く別物です。

民事信託は、次のような場合に活用できます。

① 認知症対策

認知症になっても財産の管理処分ができるようにしておきたいという場合や相続対策を積極的にやっていきたいという場合(本人の意思能力が無くなっても、家族が本人に代わって法律行為を行える)

② 遺産分割対策

二世帯、三世帯先の相続まで指定しておくことができる

③ 相続後の生活保障

子や孫に障害があり自分で財産を管理できないという場合

